

寒河江市まちづくり寄附に係る特産品等の選定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、寒河江市まちづくり寄附推進事業実施要綱（平成26年制定。以下「要綱」という。）第3条に規定する寄附額に応じて贈呈する特産品等（以下「特産品等」という。）の選定に当たり、必要な基準を定めるものとする。

(特産品等の要件)

第2条 特産品等は、要綱第5条第2項の承認を受けた協力事業者が取り扱う商品（サービスを含む。）で、次の各号の要件の全てを満たすものでなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 市内で採取、生産、製造若しくは加工されたもの又は体験することができるものであること。
- (2) 市内で販売又は提供されているものであること。
- (3) 品質及び数量の面において、安定的な供給又は提供が見込めること。ただし、季節商品などの期間限定のものは、提供期間内の安定供給が見込めれば要件を満たすものとする。
- (4) 公序良俗に反したものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、山形連携中枢都市圏・連携事業におけるふるさと納税共通返礼品の取り扱いについて（令和2年9月17日通知）により指定を受けた別表の共通返礼品（以下「共通返礼品」という。）については、特産品等として選定することができる。この場合において、共通返礼品を選定する際には、前項の要件を満たす特産品等の有無を十分考慮し、選定するものとする。

(特産品等の見直しの時期)

第3条 市長は、特産品等の追加、変更等について、随時行うものとする。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

共通返礼品の種類・要件

共通返礼品の種類	共通返礼品の要件
(1) 全体型共通返礼品	山形連携中枢都市圏ふるさと納税共通返礼品推進委員会において、連携事業に参加する市町の半数以上で生産又は製造しており、山形の広域的な特産品として相当程度認識されているものとして指定された山形連携中枢都市圏を形成する市町（以下「圏域市町」という。）において生産又は製造された商品
(2) 組み合わせ型共通返礼品	市内で採取、生産、製造若しくは加工されたもの又は体験することができるものと組み合わせることで、その魅力が向上すると認められる圏域市町において生産又は製造された商品（サービスを含む。）
(3) 単独型共通返礼品	圏域市町において生産又は製造された商品（サービスを含む。）で、本市に対するまちづくり寄附の意欲向上に特に効果が大きいと認められるもの